

เรื่อง การปรับปรุงเงื่อนไขการให้การส่งเสริมการลงทุนในประเภทกิจการ 7.7 และประเภทกิจการ 7.34

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 3/2564 号

件名：業種 7.7 および業種 7.34 における投資奨励条件の改定

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

投資委員会は、タイ国内外にある関連企業へのサービス提供を円滑化するために投資家に便宜を図り、タイを関連企業へのサービス提供の国際ビジネスセンターとして推進するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の権限に基づき、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の業種 7.7 および業種 7.34 の条件を改定し、代わりに以下の内容を使用することを発布する。

業種	条件	恩典
7.7 貿易ならびに投資支援 事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)	- 販売費および一般管理費が年間 1,000 万バーツ以上であること。 - 以下の通り事業計画および事業範囲を有すること。 - グループ内・関連会社に対するサービスおよび/または管理。グループ内・関連会社に対するオフィスまたは工場の手配や賃貸、並びに財務センター（Treasury Center）の業務範囲外のグループ内・関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なものを含む。例として、 - タイ国外にある関連企業への外貨貸付 - タイ国内にある関連企業へのタイバーツ貸付 - ベトナム社会主義共和国、およびタイと国境を接している国にある関連企業へのタイバーツ貸付。借り入れた企業は、タイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。 - 事業活動に関する助言およびアドバイス。ただし、証券取引、外国為替を除く。会計、法律、広告、建築、土木エンジニアリングについては、投資奨励を申請する前に、事業開発局または関係政府機関より許可を得ること。 - 商品調達に関する情報サービス。 - 建築、土木エンジニアリングを除く、エンジニアリングおよび技術サービスの提供。 - 機械、機器、道具、および設備に関する以下の業務。	B2

	- 卸売のための輸入 - トレーニング・サービス - 据え付け、メンテナンス、補修修理 - 機器校正 (Calibration) 2.6 タイ国内で製造された製品の卸売 2.7 通信ネットワークを通じての国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス (International Business Process Outsourcing)。例として、管理サービス、財務・会計サービス、人材管理サービス、セールス&マーケティングサービス、カスタマーサービス、データ処理など。 3. グループ内・関連会社への貸付業務を行う場合、第 2.1 項の貸付以外のグループ内・関連会社へのサービス提供の事業範囲または上記の 2.2－ 2.7 の中の事業範囲を 1 つ以上有すること。 4. メリットによる追加恩典の対象とならない。	
7.34 国際ビジネスセンター (INTERNATIONAL BUSINESS CENTER: IBC)	1. 以下の事業範囲に沿った、関連企業に対するサービス提供の事業計画を有すること。 1.1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 1.2 原材料および部品の調達 1.3 製品の研究開発 1.4 技術支援 1.5 マーケティングおよび販売促進 1.6 人事管理、トレーニング 1.7 財務に関するアドバイス 1.8 経済と投資の分析および研究 1.9 ローン管理・コントロール 1.10 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス 1.11 国際貿易事業 1.12 第 1.10 項の業務範囲外の関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、 - タイ国外にある関連企業への外貨貸付 - タイ国内にある関連企業へのタイパーツ貸付 - ベトナム社会主義共和国、およびタイと国境を接している国の関連企業へのタイパーツ貸付。借り入れた企業は、タイまたはその国の貿易または投資にのみ使用すること。 1.13 委員会が承認したその他の支援サービス	B1 (研究開発およびトレーニングに使用する機械のみ)

	2. 払込済登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 3. 国際ビジネスセンターに必要とされる知識および技能の持つ従業員を 10 人以上雇用すること。ただし、関連企業への財務管理サービスのみ提供する国際ビジネスセンターの場合は、知識および技能を持つ従業員を 5 人以上雇用すること。 4. 国際貿易事業を行う場合、上記の事業範囲の 1.1 – 1.10 の中の 1 つ以上有すること。 5. 関連会社の貸付業務を行う場合、上記の事業範囲の 1.1 – 1.9 の中の 1 つ以上有すること。 6. 輸向け製造用の原材料および必要資材輸入税の免税恩典の対象とならない。 7. メリットによる追加恩典の対象とならない。	
--	--	--

尚、仏暦 2564 年（2021 年）6 月 30 日より有効とする。

公布日：仏暦 2564 年（2021 年）9 月 16 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長